

VI  
295

6-3  
308

大学院評議会運営委員会（昭和二六、三、五決定）

いし可心等項

一 教員組織審査の判定については、合（合格）又は不（不合格）の別を記入し（インキを使用のこと）、特に有力な者には更に○印を附する。

二 教員組織審査の判定の結果は、各分科会主査がその原本を保持し、その写しについて、主査の捺印を交付するものを文部省において保管する。

三 専任教授一人（指導教授）で担当し得る学生の最大数は、文科系の場合に入学定員十名以内、自然科学の場合は七名以内とし、教員組織及び研究施設等を総合勘案して、これを定める。

春山 205

